

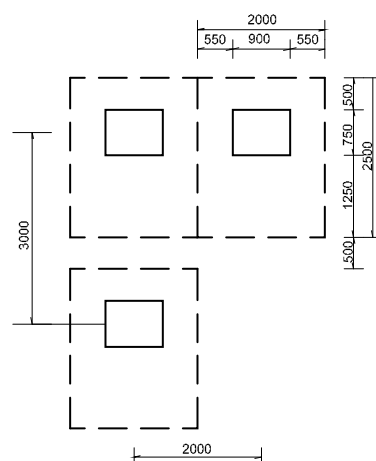
春日井市潮見坂平和公園芝生墓所内工事に関する規定

1 芝生墓所では、墓碑は1区画1基とし、次に指定する横型規格墓碑及び塔婆立以外のものを設置してはならない。

(1) 使用する墓碑は次のとおりとし、芝生墓所内の既設墓石と色彩の調和のとれたものとする。

墓石	黒色系御影石
基礎石	白色系御影石
表面の処理	本磨き仕上げ(損傷又は有害な模様等がないもの)
寸法及び形状	<p>規格墓碑</p> <p>基礎石</p>
寸法の許容範囲	5mm

(2) 設置箇所は、下記平面図により隣接する墓碑と縦及び横の通りを合わせなければならない。



(3) 基礎石の基礎コンクリートは 10cm とし、モルタルを敷均した後に、基礎石を設置すること。